

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年3月18日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長 他

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。ヨシノさん、お願いします。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

福島第一原子力発電所の処理水について、地元の意見を聞くというような、公聴会というのですかね、まだ詳細ははっきりしていませんが、4月6日に第1回目を福島市内でやるということがアナウンスされました。この会に期待することがあれば、委員長の所感を教えてください。

○更田委員長 期待ですか。やはり率直な御意見が出るということが大事なのでしょうけれども、必ずしも科学的な観点、技術的な観点からだけではなくて、処分が与える影響等についての御意見を伺うことになるだろうと思いますので、必ずしも原子力規制委員会として特別の、例えば、御意見を伺う機会に何かを期待すると言われると、特定はしづらいのですけれども、やはり広く、できるだけ多くの方の御意見を伺うというのが一般論として、プロセスにふさわしいのだろうと思いますし、また、議論というよりは、やはり意見を聞くことに主眼があるでしょうから、あまりそこでの議論が、決してそういうことはないだろうとは思いますが、議論が誘導されるようなものにならないことを期待したいと思います。

○司会 御質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。フクオカさん。

○記者 日本経済新聞のフクオカと申します。

今日の定例会で出てきました火山部会の報告書に関してお伺いしたいのですけれども、観測データに有意な変化があったと判断する目安が示されたのですけれども、当初の停止等に係る判断の目安とは少し違うように思うのですが、この点に関して委員長はどのように受け止めていらっしゃいますでしょうか。

○更田委員長 これはガイドの記述の適正化の際もそうですけれども、さらに同様の趣旨のお尋ねは田中知委員も委員会の中で述べていましたけれども、基本的には、現在の科学的な知見に照らして考えると、設置許可の判断をしたときの前提に有意な変化があるかどうかの目安ということが、本来、規制委員会が、今回、火山部会に求めたことだと

理解しています。そういった意味で、それに答える報告を頂いたと思っています。

○記者 可能性は極めて低いとは思いますが、仮にその目安に該当するような事案が起きて、監視強化が必要になった後に来る停止判断はどうやっていくことになるのでしょうか。

○更田委員長 これは飽くまで仮定といいますか、仮想上の判断ということをお答えすると、飽くまで停止に係る判断は規制委員会がすることになります。決して停止に係る判断を火山部会に委ねるとか、そういったことはなくて、当然、その際に、火山活動にかかわることですから、火山部会を初めとする専門家の方の御意見を伺いますけれども、ただ、非常に不確かさといいますか、幅の大きな情報しか得られないであろうことが予想されますので、そういった中で、先行的に施設の利用の停止を求めるという判断は飽くまで規制委員会の責任において行うことになると思います。

○記者 ただ、その基準というのはないということですね。目安もないということですね。その都度、ケース・バイ・ケースで。

○更田委員長 これは原子力に限らず、予防的措置というのは、明確な線引きでできるものはほとんどないのだと思うのです。明確な線引きによって予防措置の判断ができるようなことはむしろ例外的であって、ほとんどの予防措置は予測で行う。現在、非常に大きな問題になっているコロナウイルスに対する対応だって、こういう状況になったらという明確な線引きをして、この線に至ったらこういう対策を取ると、そういう判断は決してできなくて、やはり不確かさがある判断の中で、行政機関が責任を持って判断をしていくというのが予防措置の在り方なので、そういった意味で、予防措置を取るか、取らないかに関して、あらかじめ明確な線引きをしておくというのは、一般論としてほとんど不可能なことなのだろうと思っています。

○記者 最後に1点だけ、関係ないのですが、日本原燃の再処理工場に関してお伺いしたいのですが、先日、補正書が出されたのですが、委員長は以前の会見で、これでよいという補正書が次に出てくるとは考えにくいとおっしゃっていたのですが、補正書の出来栄えについて、現時点でどう見ていらっしゃるのでしょうか。

○更田委員長 今、私が聞いているのは、補正書の確認作業を進めているという段階で、その内容についてまだ報告を受けていませんので、今、お答えすることはできません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、左の列の後ろの方、お願いします。

○記者 愛媛新聞のタケダと申します。

四国電力が相次いだ伊方原発のトラブルについて、17日、規制委員会に報告書を提出しました。制御棒のトラブルについては、駆動軸との間にスラッジが詰まったためという原因を推定されています。この原因についての委員長の所感と、併せて出された再発防止策についての所感を併せてお願いいたします。

○更田委員長 お尋ねは2つですけれども、3つの答え方をしたいと思います。1つは原因について、1つは再発の防止策について、3つ目は再発したらどうなるかという話についてもお答えしておきたいと思います。関連しますので。

1つは、原因に関しては、なかなか、100%これだ、ないしは99%これだという原因を特定するのはそもそも難しい事象だと思います。ただ、思っていたよりは調査ができたなど、当初、私は全く原因は分からないのではないかと思っていたのです。痕跡を残すようなことではなかなかありませんので。ただ、金属表面に痕跡があって、またスラッジが、書かれているように作用したら起こり得るところまで、思ったよりは原因の調査が進んだという感触を持っています。ただし、今の時点で、これが原因だと言い切ることはできないのだと思います。恐らくこれは先々もできないのだろうと。

原因について申し上げることはこういうことですけれども、一方、再発防止に関して言えば、これは原因が先ほどの調査の結果どおりであったとしても、あるいはなかったとしても、再発の防止としては十分な対策だと思います。48本あるものを、それぞれクラスターを外して行って、外した後、例えば、どこかに引っかけておけるという仕組みがあればいいのでしょうけれども、どこにも引っかけるところがあるわけではないから、外したものをその上へ置いてしまう。そうすると、それが再びちよっとかんでしまうかもしれないということは、あの手順で作業する以上は起きてしまいますから。ただ、もう一回上げるときに重量を測り直すという手段を取れば、別の原因でまたそこが固着するとか、くっつくようなことがあっても、再発は防止できますので、防止対策としては私は十分なものだと思います。

それから、3つ目はちょっと余計なことですけれども、停止時に制御棒がああいった形でついてきてしまったからといって、PWRはケミカルシム、ホウ素ですけれども、中性子毒物の濃度が十分一次冷却材で高めてありますので、そういった意味で、実際、あれが再び起きたらどうなるのかというと、再びまた反応度が入るわけでもないということなので、制御棒が予期せぬ挙動を見せたという点では重要な施設であるだけに、きちんとした再発防止策が取られることは重要ではありますが、ただ、リスクという観点からすると、今回の事象も含めて、そんなに高いリスクを与える事象であったとは思っていません。

○司会 ほかほございますでしょうか。では、前の方。

○記者 河北新報、ミズノと申します。よろしく申し上げます。

今日、女川1号機の廃止措置計画を認可されました。東北電力にとっては初めての廃止措置になるのですけれども、東北電力に求めることがあれば教えてください。

○更田委員長 これは東北電力に限りませんけれども、女川の場合、これから動かそうとしている号機と、それから、廃止措置を進めようとする号機が同一サイトの中に同居するわけですので、くれぐれも廃止措置計画が、廃止措置の進捗が、これから動かそうと

する炉の工事であるとか、様々な訓練であるとか、そういったものに対して悪い影響を及ぼさないように進めてほしいというのが1つです。

それから、やはり廃止措置、当然、全体のコスト等を考えると早く済ませたいというプレッシャーはかかるわけですがけれども、いたずらに急ぐことなく、まずきちんと使用済燃料を1号機から、燃料プールから移すことが重要なのだらうと思います。3号機が共用のプールになっていると思いますので、3号機プールへ移していくことになるだらうと思いますけれども、慎重な作業を進めてほしいと思います。

○記者 もう一点だけ、すみません。今出ましたけれども、使用済燃料に関しては、譲渡先と見込んでいるのが日本原燃の再処理工場で、そちらが完成延期が繰り返されている状況で、未知数の部分があることと、低レベル放射性廃棄物も処分先が決まっていないということがありまして、これらについて、現状どう見ていらっしゃるのか教えてください。

○更田委員長 必ずしも規制当局としての見解とは言えないかもしれませんが、原子力発電所を運用する事業者として、今、非常に大きな課題となっているのは、使用済燃料を再処理事業者に向けて搬出するまでの間、どう貯蔵するか。貯蔵の長期化も実際に生じているわけですので。こういった使用済燃料の貯蔵に関しては、規制委員会としては、いたずらにプールの容量を増やしたり、プール貯蔵量を増やすというよりは、プールでの冷却が進んだ使用済燃料に関しては、乾式貯蔵に移行することを推奨しています。これは安全上の観点からも、乾式貯蔵に移行することが好ましいと思っています。

それから、廃炉廃棄物ですがけれども、圧倒的に物量として多く出るのは、いわゆるL3と呼んでいるトレンチ処分、続いてピット処分、L2ですね。こういったものに関しては、それぞれの電力事業者の努力が今後は非常に重要になるだらうと思います。これは様々な利害関係者の方々の理解を頂かないと前へ進まない事業ではありますけれども、私達も規制上の要件がこういった取組の障害にならないように、昨年、今年と、こういった低レベル廃棄物に係る基準、規則類の整備を進めているところですがけれども、是非、事業者には、廃止措置が進むと、いずれ必ず必要になるものですので、低レベル廃棄物の処分方策の確保はきちんと取り組んでもらいたいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかはございますでしょうか。フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

今日の定例会の議題に関係するのですがけれども、原子力機構の人形峠のウラン濃縮施設の廃止措置計画について、委員長、指摘をいくつかされたと思うのですがけれども、これはそもそも技術的な課題があるという御指摘ではなく、記載の明確化というところを指摘されたと思うのですが、そもそも指摘されていた六フッ化ウランの廃止措置の転換が難しいということなのか、その辺り、こういった趣旨の御指摘だったのか。

- 更田委員長 転換そのものは実績のある技術ですので、商業的に行われているもので、難しいものとは言えませんが、人形峠のサイトで、かつて似たようなことをやっていたのですけれども、これから改めて施設を整備して、そこで転換するなどということはほぼ現実的とは思われないし、そもそもJAEAもそういった意向を表明しているとは私は聞いていないのです。ただ、それにしても今度の審査書が、UF₆の形で搬出することが必ずしも明確にならなくて、あたかもどこかで一旦持って行って転換する、ないしはサイト内で転換するかのように読めてしまうので、そここのところを問題にしました。
- 記者 では、例えば、記載が明確化されたり、課題がクリアになれば、今後、廃止措置は進められるとお考えですか。
- 更田委員長 そんなに時間かからないと思います。改めてJAEAの意向を確認して、サイト内での転換がそもそも計画にないのであれば、それが明確になるように審査書の案を書き換えて、改めて委員会に諮ってもらえればと思います。
- 司会 それでは、タケウチさん。
- 記者 共同通信のタケウチです。
- 関西電力の金品問題についてお伺いします。土曜日に第三者委員会からの報告書が出ておまして、委員長はどこまで読まれているか分からないのですけれども、いろいろな指摘がなされておまして、もし読まれていたら、率直な所感と、規制委員会として、今後、改めて何か対応があるかどうかをお伺いできますか。
- 更田委員長 正直に申し上げますと、報告書自体は読んでおりません。むしろ報道ベースで承知をしているところでもあります。
- 記者 報道ベースでも、多少、ある程度つかんだ情報の中では、何か改めてありますでしょうか。
- 更田委員長 そうですね。恐らく極めて一般的な感想しかないのですけれども、例えば、役員の方の給与が減額されていたものが、いつの間にか補填されていたというようなものには、これは別に規制委員会としてでもなく、規制委員長としてでもないのですけれども、ごくごく一般的な感想として、ちょっとあつけに取られたというような感じは持ちました。すみません。
- 記者 詳しく見ていないという中で、ちょっと恐縮なのですが、私、原子力安全に何か関わってくるようなことがないかなという面で見えていたのですけれども、もしその点で気づいた点があれば。
- 更田委員長 それは、まず、経済産業省の方で電気事業法に基づいて業務改善命令を出されていますので、その業務改善命令の中で、コンプライアンスに関わるものだけではなくて、業務の適切性ですとか透明性、それから、経営管理体制の確立等について、これらを含んだ再発防止策の実施を求めているわけなのですが、今月末までにはそれを受けた改善計画が提出をされて、実行状況の報告も追って夏前にはあると承知をしてい

ます。

当然、私たちも、皆さん御承知のとおり、CEOの方、経営層の方々との間の意見交換等を行って、もちろん、当然のことながら、健全な安全対策がきちんと取られる上で、経営が健全なものであるということは当然重要なことですので、この改善計画に基づいた実行状況が確認されたら、また新体制とお目にかかる機会を持って、新たな関西電力の経営の取組等について、お話を伺うことになるだろうと思います。

ただ、現時点で直接的に安全に関わるようなもの、例えば、炉規法の下で気にしなければならないようなことが起きているというような認識を持っているわけではありません。

○記者 そういう意味では、行動計画とか、多分、人事があるとなると、6月以降とか、株主総会だ云々という話も出ていますが、では、そういう意味で、規制委員会が直接関電と向き合うのはまだ当分先といった感じですか。

○更田委員長 今はその段階ではないと思います。やはり新体制の下で、また、新体制が一定程度落ち着いたところで会うのが機会としてふさわしいのではないかと今は考えています。

○記者 分かりました。

見ていない中で大変恐縮なのですが、私、どうしても気になったものがあって、ちょっと聞き方は難しいのですが、当時の所長さん、2011年1月7日に高浜発電所長さんが原子力本部長の飛松さんや幹部に送っているメールで、愚痴を言わせてくださいというような形から入っているメールがあるので、また見ていただければと思うのですが、どうしても気になったのが、このとき所長さんがおっしゃっているのが、発電所の保安活動を阻害するというところにメールの中で言及されているのですね。

それは、ここは伏せられているのですが、ある日、何かトラブルが起きたようで、この文章そのままですが、事故対に詰めて正に奮闘中に、柳田産業への追加1億円工事の実績報告を要求され、その対応に肝心の保守関係者を使うありさま。発電所運営に支障だというメールを、本店ではないですけれども、事業本部長に正に訴え出られていて、その前の文章を見ると、何度も多分電話がかかってきていて、発電所長としていろいろ運営するのに支障が出ているというので、愚痴というか、訴え出ているようなのですが、この状況を見ると、この1点を捉えてどこまで言えるかはあれですが、やはり安全というか、保安のところにはかなり影響を受けたと所長自身は認識されているようなのですが、この辺はどう捉えますでしょうか。

○更田委員長 確かに最も優先されるべき保安活動が、その他の、今回のケースでいえば、地元に関わるような事情によって、そちらが優先されてしまって、保安活動が阻害されるような状況というのはあってはならないわけですが、ある意味、高浜の所長さんがCNOに対して訴えたということ自体は、訴えないよりは訴えている方がいいのだらうと思います。

ただ、これは飽くまで内部的なことになってしまうので、そこで、では、規制当局として、何か妙な状況が生まれつつあるというのを捉えることができるかどうかという、従前の検査制度だと、飽くまで検査に入った期間に定められた項目を見るという形なので、なかなか捕捉することは難しかったらと思いますけれども、そういった問題意識から新たな検査制度も考えられている部分もあって、常駐の検査官というのは常にサイトの中にいますし、電力会社の保全に関わる会議には出ますし、保全活動を常に見ている形になりますので、もちろん新しい制度のもので必ずそういったおかしな状況というのが捕捉できるかどうかというのは、これは今の時点で断言できるものではありませんけれども、それでも、新検査制度というのは、そういった意味で、彼ら自身が当初行いたいと、進めたいと思っている保全活動が、そのとおりに進まない事態が進みつつあったら、必ずそれは分かるものだと思いますので、そういった意味で、今挙げられた例、安全とは関わり合いのない特殊な事例によって、保全活動、保安活動が阻害されるような状況が生まれたときに、それを規制当局としていち早くつかむ上では、新検査制度に期待するところがあると思いますし、捕捉すれば、当然のことながら、アクションは取れると思います。

- 記者 これはちょっとメールしかないのですが、この後、では、どう対応したのかというところは分からないのですけれども、継続的に何度も電話を受けていて、非常に保安活動、正にこのときには、何かトラブルが起きて事故対に所長が詰めるような状況で電話がかかってきているみたいなので、これはかなりまずいのではないかと思ったのですが、これはかなり昔の話ですけれども、この点1点を捉えては難しいですけれども、関西電力はもう少し何か、安全の観点から今回の事象を捉えて、もう一回聞き直すというようなことは、こちらの立場ではできない、しないのでしょうか。
- 更田委員長 いや、過去の事例に振り返って、そこから何か教訓はないかと見ることには意味がありますし、2011年とおっしゃいましたよね。
- 記者 そうですね。2011年。
- 更田委員長 2011年だと、そんなに昔とは決して言えない。東京電力福島第一原子力発電所の2か月前ですよ。
- 記者 そうですね。
- 更田委員長 ですから、そういった意味で、そうですね、ごめんなさい。今の時点で、私、第三者委員会の報告書というのを読んではいないので、あれですけれども、やはり気づくところがあれば、関西電力と接するときに、そのときどうだったの、今後どうなのというような話題にはなるだろうし、それがふさわしければ、話題にするべきだと思います。
- 記者 また一般論に戻ってしまいますが、飽くまで第三者委員会は、今回の調査は、ガバナンスとか、もっと言えば、お金の話についてとか、発注の適切性について調べたと思うのですが、なので、観点がこちらで見るとは全く違うものになりますし、報告

書も、たしか調べた全てを報告書に落とし込んでいるわけではなくて、一部しか書かれていないですし、実際、伏せられているような、具体的な業務内容が伏せられていて、これが安全に関わるものかどうか、外から見たらかなり分からないようなものも多いのですが、改めて第三者委員会が調べたことの、こういうものを見て、飽くまで安全の立場から規制委員会が別途調べるとか、報告を求めるとか、そういうアクションは現時点では、今のところは考えられないと。

○更田委員長 今の時点で考えているわけではないですけども、ただ、これも一般論のお尋ねなので、一般論でしかお答えしようがないですけども、調達に係る問題というのは多く安全に関わるケースがあって、調達がきちんとした法令を遵守した下で、また、真っ当なものであるということは、きちんとした設備なり、整備なり、工事なりが行われる上で重要なことですので、これは品質保証の上でも重要な要素ではありますので、調達体制がどのようなものであるかというようなことは、一般論として検査の中でも問うていくことになるだろうし、それから、トップマネジメントに対しての話題にもなり得るだろうとは思いますが。

○記者 となると、取りあえずは、まずは経産省との関係のところを待つというのが、まずは先決だと。

○更田委員長 今の時点で規制当局が割って入ることがプラスになるとは思っていませんで、やはり今、経済産業省が出した業務改善命令に対して、どのように改善計画が出されて、そして、実行状況の報告がどのようにされるかというのを見ていくということだろうと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、マツヌマさん、挙げていましたか。いいですか。では、マルヤマさん。

○記者 TBSのマルヤマです。

先ほどもちょっとだけ委員長が触れたコロナ対策のことでいくつかお伺いしたいのですが、今日の規制委員会と同じ会議室で、先週、1Fの検討会があったのですけれども、あのときは全員マスクをしていらっしやって、今日の規制委員会では1人もマスクをしていらっしやらなかったのですけれども、あれの線引きというのは、人数とかにあるのでしょうか。それとも、よその人が入ってきているということに対して線引きがあるのでしょうか。

○更田委員長 私は特に決まりがあるとは承知していませんけれども、総務課長が手を挙げていますので。

○児嶋総務課長 一応、規制庁の考え方でございますが、まず、委員会に関しましては、今、ひな壇に座っていらっしやる委員の皆さんも、規制庁の皆さんも全然感染している状況ではないので、かつ、非常に席が離れていますので、相互に感染させる側になることはないだろうと思っております。

一般傍聴される方に関しては、不特定多数の方が来られる蓋然性があるので、マスクをお願いしたいと。できれば、熱を出している方は来ないでくださいという、そこで線引きしています。

他方、審査会合に関しましては、ひな壇側に座っていらっしゃる方も、出席者の人数が多いので、その場合は、それぞれが気を使って皆さんでマスクを使っていると。それぞれの判断の中で、結果的に分かれているという、そういう理解です。

○記者 ありがとうございます。

あと、先週ちょっと委員長がおっしゃっていた、コロナが原子力施設に影響した場合のことで、交代要員が十分かとか、事業を継続できるかということ、緊急で問い合わせを事務方にさせたとおっしゃっていたのですけれども、ちょっとまた広がってきていますけれども、追加で何か指示されたみたいなことはあるのでしょうか。

○更田委員長 特に追加で指示をしているわけではないですけれども、継続的に状況は注視することという形ですので、何か、例えば、要員の確保に支障が出るようなことがあれば、これは速やかに報告を受けてということになりますし、先週お話ししましたように、保安規定で定める要員を欠くような状況が生まれれば、それに応じた対応を取っていくということになります。

○記者 例えば、稼働中の原発の中操の運転員の方から感染者が出たとか、1Fの廃炉等を作業しているところから複数の感染者が出たような場合という、そういうケースについては、基本的には事業者が考えることだというお考えですか。

○更田委員長 現時点でいえば、基本的に新型インフルエンザのときの業務継続計画、BCPに準じた扱いになるのだらうと思いますけれども、ただ、今回の場合は、潜伏期間の違いであるとか、無症状の方が感染をさせてしまうというようなケースも考えられるので、ちょっと仮想的ではありますがありますけれども、例えば、一つのクルーの中で陽性という方が出たとすると、同じチームの人たちはいわゆる濃厚接触という形になりますから、そういったときに、2直、3直、4直、やり方はいろいろありますけれども、直の一つの班が消えてしまう形にもなるでしょうし、それから、そこで勤務をされていた場所の消毒等々の対応も必要になってくるのだらうと思います。

ただ、今の時点では、まだ発電所内で感染、ないしは感染を疑われる方というのが出ている状況にありませんので、そういった意味では、中央制御室等々を心配するような状況まではちょっと遠いのだらうとは思っています。

○記者 すごく乱暴な言い方かもしれないですが、最悪、防護服を着てやればいいみたいな考え方もあるのですかね。

○更田委員長 それは許容されないと思います。中央制御室の設計や緊急時の対応が、あらかじめ防護服を着ているということを想定していませんので、防護服を着なければならぬような状況になったら、それはむしろ停止も含めた施設の利用について、考えることになるのだらうと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございました。

○司会 それでは、アラキさん。

○記者 毎日新聞のアラキです。

先ほどちょっと出ました低レベルのごみの行き先についてなのですが、廃止措置中については行き先がないということで、運転中のものというのは、六ヶ所に埋設施設がありまして、今、拡充については審査中だと思うのですが、六ヶ所の施設について、現時点で委員長が課題に感じていることがあれば、まず教えてください。

○更田委員長 六ヶ所の施設についてですか。それは特に今の時点で思い浮かぶわけではなくて、先ほどの御質問の関連で言うと、廃止措置に入ると、低レベルの廃棄物はかなりの量、かさが出ます。そして、廃止措置中に出てくる廃棄物に関しては、もちろんいくつかの電力が協力してということは、可能性は否定しませんが、やはりそれぞれの各社から出てくるわけなので、各社それぞれの努力というのが重要になるだろうと思っています。

○記者 六ヶ所の方でも、施設の事業計画として、今、運転中のものということになっていると思うのですが、技術的には廃止措置で出てきたものも使えるのかなとも思うのですが、その辺りについては、委員長のお考えはいかがでしょう。

○更田委員長 これは飽くまで事業者と御地元の判断であらうと思います。安全上、特にそれに懸念を持たなければならないというようなことはないと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—